

# ワンズオフィス社 労士事務所 / ワンズライフコンパス マンスリーニュース

～ 雇用調整助成金や年間定例事務トピックス～

2022 / 4 / 27 279号

ワンズオフィス社 労士事務所・ワンズライフコンパス株式会社 社 労士 大関ひろ美  
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



連休の週末が近づいてきました。弊所はカレンダー通りの営業です。お急ぎの際はお電話やメールをいただければ折り返し連絡いたします。さて、今月は知っておきたい変更点の概要をいくつか紹介します。

## I. 雇用調整助成金の特例措置を申請している企業様へ

2022年6月までの休業については、雇用調整助成金の特例措置が決まっています。

(7月以降については現在発表されているものはありません。)

直近の変更点は、業況特例を使って日額15,000円を申請するとき、2022年4月1以降の休業等について「申請の都度業況特例の確認をするため生産指標の提出が必要」になりました。今年の1月の休業申請をしたときと同様の売上資料を準備ください。該当する企業様には個別にご連絡します。詳しくは、こちらの厚労省HPで確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000782480.pdf>

## II. 年金手帳は基礎年金番号通知書になりました

2022年4月以降、被保険者資格の取得手続きをして、初めて年金制度に加入する方には、これまでの年金手帳に代わり「基礎年金番号通知書」が発行されます。

なお、社員が入社したときは、個人番号通知か基礎年金番号のどちらかを使って健康保険等の被保険者資格取得届を届け出ます。

※ 既にオレンジや青い表紙の年金手帳をお持ちの方には「基礎年金番号通知書」は発行されませんので、年金手帳を保管してください。

## III. 新型コロナに伴う雇用保険求職者給付の特例

雇用保険の求職者給付は解雇等でないときは、給付を制限する3か月以内の期間が取られることになっていますが、2022年5月1日以降に次の理由で離職した人は「特定理由離職者」として、雇用保険求職者給付の給付制限を受けないことになりました。

#### 【特定理由離職者となる人】

新型コロナウイルス感染症の影響により事業所が休業（＊）し、おおむね1か月以上の期間、労働時間が週20時間を下回った、または下回ることが明らかになったことにより離職した方

（＊）部分休業を含み、休業手当の支払いの有無を問わないようです。

#### IV. 東京都の「育休取得応援奨励金」の紹介

東京都は、育児休業を取得しやすい環境整備し男性従業員の育休を15日以上取得させた都内企業等に奨励金支給（パパコース）する対象の募集をしています。15日を超えるごとに加算もあります。

また、就業継続しやすい職場環境を整備し女性従業員に育休を取得させた300人以下の中小企業に一時金125万円（ママコース）する対象も募集しています。各コース1回だけの支給となります。詳しくは東京しごと財団のホームページでご確認ください。

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/papamamaikukyusyutoku.html>

#### V. 5月の事務トピックス

##### ① 労働保険料概算確定申告

6月初め頃までに労働局から封書で申告書が届く予定です。

2022年度においては、年度途中で雇用保険料がUPします。一般の事業であれば労使合わせて9月までは1,000分の9.5ですが、10月からは1,000分の13.5になります。

よって、4月～9月までの保険料率と10月～3月までの保険料率をそれぞれの期間の賃金の見込額に乗じて申告することになります。

年間の賃金見込み額が前年（2021年度）の2分の1以上2倍以下の場合、2021年度賃金額に保険料率を乗じますので、次の算式になります。

2022年の概算雇用保険料額＝

2021年度賃金額の2分の1×4月～9月までの雇用保険料率  
+2021年度賃金額の2分の1×10月～3月までの雇用保険料率

##### ② 社会保険算定基礎届

6月中までに年金機構等から封書が届く予定です。2020年4月～2020年6月に支払った賃金を確認しておきましょう。

\* ①～②の事務を当方へ委任されている企業様は郵送で届いた資料をお渡しください。受け渡し方法などは個別にご連絡いたします。